

高齢化がもたらす社会病理 —増加する高齢者万引きや認知症問題への対応を考える—

1 開会

<安全・安心まちづくり課長>

ただ今から、講演会「高齢化がもたらす社会病理～増加する高齢者万引きと認知症問題への対応を考える～」を開催いたします。

身近な犯罪である万引きは減少傾向にあります。近年の特徴として、少年の割合が減少する一方、高齢者の割合は増加しています。

また、万引きは再犯者率が高く、特に高齢者は万引きで捕まった人の約6割が過去に万引きを含めた犯歴があるというデータがございます。

そこで、東京都では、昨年度、高齢者の万引きの原因と背景を探るため、有識者による研究会を設置し、本年3月、報告書を取りまとめたところでございます。報告書では、委員の方々による分析や実態調査、再犯防止による関係機関による支援体制の整備などが提言されているところでございます。本日の講演会では、研究会にご参加いただいた委員の先生方から、高齢者の万引きの背景、要因等につきまして、お話をいただきます。第二部では、認知機能の低下に伴います、高齢者の問題行動への対応につきまして現場の立場からお話をいただきます。本日の講演会が、万引きを含め高齢者の再犯を防止するために社会全体で考える機会になれば幸いです。なお、ご質問等につきましては、全ての公演が終了した後にお時間を設けてございますので、その際をお願いしたいと存じます。

それでは、これより講演に入らせていただきます。第1部「高齢者の万引きの背景・要因の実態調査について」です。最初に中央大学法学部教授、矢島正見先生からお話をいただきます。矢島先生は、日本犯罪学会理事や日本犯罪社会学会会長を歴任された犯罪社会学の専門家でございます。有識者研究会では座長を務めていただきました。

矢島先生には、社会経済状況の変化と高齢者の万引きにつきまして、お話をいただきます。それでは矢島先生、よろしく願いいたします。

2 講演

第1部 高齢者の万引きの背景・要因と実態調査

「社会経済状況の変化と高齢者の万引き」

<矢島氏>

今、ご紹介にあずかりました中央大学の矢島と申します。20分ほどのお付き合いをお願いしたいと存じます。

夏風邪をひいてしまいまして、たまに咳をすることもございます。そういった時はご容赦の程お願い申し上げます。と同時に私、高齢者でございましてパワーポイントが使えません。したがって皆さんに配布した資料がございますので、もしよろしかったらそれ

を参考にしてください。それから、東京都はサービスが非常によろしいので、配布した袋は丈夫で非常によく使えます。中に私どもが調査いたしました調査報告書も入っておりますので、もしよろしければ読んでいただくとありがたいと思います。長くなってしまいましたが、トップバッターということで、総論的、全体的なお話をさせていただきたいと思います。

話の内容は3つでございますが、おそらく3つ目は時間切れになると思います。2つだけはお話しさせていただきます。

その多くは、秩序、コントロール（統制）といった内容でございます。社会学、犯罪学におきましては、コントロールをいくつかの次元で分けております。1つが、内的統制、自分の心、意思、精神といった統制でございます。セルフコントロールと呼んでおりますが、わかりやすく言えば自己統制、自己管理です。それから、フォーマル・コントロール。これは制度的そして法的なコントロールで、具体的には警察、裁判所となっております。あと2つございます。1つはインフォーマル・コントロール。今1つはセミフォーマル・コントロールです。インフォーマル・コントロールというのは、典型的には家族、近隣、そういったところのコントロールで、親和的な、よくお互いに知り合っている、そして協力関係にあるところでのコントロールです。それからセミフォーマル・コントロールというのは、国家権力に基づいたというわけではありませんが、制度化されていて、子供の場合は学校集団、そして大人の場合は職場集団、さらに古くは共同体、村八分なんていうのがございましたけど、そういったものをイメージしていただければ結構だと思っております。

コントロールの中身ですが、皆さま方はコントロールというとあまりいい意味では考えないのではないかと思います。コントロールというと統制すること、管理すること、調整すること、支配すること、というようなイメージとして浮かび上がると思います。しかし、コントロールというのはもっと幅が広いものでして、褒めてコントロールするというのもございます。学校の先生は子供たちを叱ってばかりいてはだめです。そこで、子供たちを褒めるわけですね。褒めて育てようと、かつてよく言われていましたけど、あれもコントロールの一つです。「偉いね」「よくできたね」「立派だね」「すばらしいね」「がんばろうね」なんていうと子供たちは一生懸命やる、これもコントロールです。それから「愛してる、私のいうこと聞いてね」なんて言われた方もいるのではないのでしょうか。私も言われてしましまして。今から40数年前、後で後悔しても仕方がなかったということでございますけれども、これも最大のコントロール、愛というコントロールですね。これ全部含めてコントロールというものでして、まさに秩序を維持する、そのシステム体制であると、このように思っただけであればよろしいかと思います。ところが、このコントロールは時代によって変わってきます。どのように変わって来たかと申しますと、かつての時代、一族、身内、もしくは同族集団というような言葉で言われておりますけど、こういった集団のコントロールが個人に対してかなり強かったわけです。

今は死語になっているかもしれないですけども、本家、分家といった言葉があったわけですね。そして、あとから出てきますが、分家の恥は本家の恥である、こういったセリフが当たり前のこととして言われていたわけですね。それから、地域共同体がかなりのコントロールを持っておりまして。先ほど申し上げた村八分なんていうのはその典型でございますけれども、それだけではなくて地域に住んでいる子供は地域の子供だ、そういった意味合いが強かったわけですね。したがって、地域の子供が学校で友達を作っていただけでなく、地域でも友達を作っていた。友達が今の学校のような日常行動ではなかったわけですね。日常行動では、小学校1年生から6年生まで、さらに中学生までと、そういった集団、これをもっと古い言葉で言えば子供組、というふうに言っていたわけですね。こうした中間のコントロールは、残念ながら戦後どんどんなくなってきてしまいました。そして、残っているのがセルフコントロール（自己統制、自己管理）、そしてフォーマル・コントロール（警察、裁判所という法的なコントロール）、そういった方が強くなって中間統制がなくなってきてしまったという、それがコントロールの歴史の変容です。

ここで、今回の万引き高齢者のコントロールを説明させていただきます。私たちの調査、詳しいことはこの後で辰野先生から発表ということですが、万引き高齢者の方々は、一族同族はもちろん付き合いがございませんけど、それだけではなく、家族が崩壊しているかもしくは家族があったとしても自分との関係がかなり希薄化しています。これは関係性の崩壊もあると同時に、自分の子供が遠いところに行ってしまうと、年に1回か2回くらいしか会えない、孫にも年に1回くらいしか会えない、そういった物理的な意味でも遠ざかって行ってしまう、そういったようなことがあるわけですね。それからもう一つは、セミフォーマル・コントロールで、労働者、サラリーマンとしては中心だった職場のコントロールがなくなっています。したがって、そういった企業や会社への配慮がほとんどなくなっています。そしてまた、地域との関わりがかなり薄いということがいえるわけですね。

これをコントロールからみてみますと、自分自身の自己統制と国家法体系のフォーマル・コントロール、この二つしかないような状況に陥ってしまっているということが言えるわけですね。もちろん、今の高齢者の方々は、「無縁社会」とよく言われておりますので、そういう傾向を多分に持っていますけれども、私たちの調査では一般の高齢者よりも万引きを行った高齢者の方が、さらにそれが深刻化しているという結果が表れてきたわけですね。もしこれで、認知障害を起こしていたら、重度の認知障害だったらお店の人も警備員の人もわかると思いますが、ごく軽い認知症だった場合、この認知症がどう作用するかというと、状況の判断の能力が欠けてくるわけですね。私が今何をしようとしているのか、ここがどこかといったようなことが、スーパーやコンビニだという意識はあったとしても、それに対して商品をどうしたらいいのかということが薄らいでくる。そうすると、「食べたい」「欲しい」という欲望と、自己統制力とのバランスが崩れ、欲望の方が自己統制力より高くなってしまふ。こういう傾向性が出てくるわけですね。したがって、どうしても高齢者は、つ

いつい悪いこととはわかっていても、という行動に出てしまうわけです。こうした結果現象がどうもあるのではないかと推定する次第でございます。

今度は2つ目です。別の視点からお話しさせていただきます。社会学では「集団」の考察、それが古くからなされておりますけれども、社会学の用語で「イングループ」と「アウトグループ」といった概念がございます。日本語では、「内集団」、「外集団」といってますけれども、私は、それは日本にはなじまないのではないかと、日本の場合は二つでなくて三重構造になっているのではないかと、思っています。しかも、中心から周りに拡大していく円の感じで、円の中心部分が「内」ではなくて「ミウチ」だと、このように私は言っております。このミウチでは、その構成メンバーはみんな運命共同体である、責任共同体である、そういったような意味合いが強くなります。そしてミウチの外側の円が「ヨソ」です。「ソト」と言わないで私はヨソといいます。ヨソはさらに2つに分かれます。内側は「ヨソ様」という言葉を使います。ヨソではなくて「ヨソ様」なんです。このヨソ様が、いわゆる「世間」を構成します。そしてこの世間が持っている行動規範を、かつて「世間体」と、このように言っております、人が、世間体から逸脱した場合、「恥」というふうに言われているわけです。この恥は、逸脱した本人だけが恥ではないのです。その個人を構成員とするミウチの恥でもあったというわけです。

ところがこれも、一族というミウチは縮小化して、今は核家族というミウチになってしまいました。そしてあとから申しますけれども、高齢者所帯はその核家族もさらにバラバラになっている状況があるわけです。それからヨソ様ですが、今ヨソ様って何でしょう。皆さんが企業に勤めている、財団にいらっしゃる、役所にいらっしゃるといときには、組織がヨソ様になっているというわけです。ところが、そういったところからリタイアしてしまったりすると、以前でしたらヨソ様という地域がありましたが、地域に関わりがない、地域の人を知らない、地域とは無縁であると、こういう人にとってヨソ様は、あるのかないのか。家から出たら知らない人ばかり、だったら周りの人たちは「ヨソ者」ではないかということなんです。ミウチの縮小、弱体化、ヨソ様の解体化、そして、直接触れ合うのはヨソ者世界、こういう状態に現代社会は陥っているのではないかと、そういうふうに考える次第です。

今度はこれをやはり、万引き高齢者に当てはめてみたいと思います。そうして、当てはめてみると、結果現象として、やはりさっきのコントロールでお話ししたものとほぼ同じことが言えるわけです。どういうことかといいますと、ミウチの縮小化、解体化、これが一般の高齢者よりも著しいというわけです。さらに、ここが大きな問題ですけど、万引き高齢者というのは貧しい、貧困ということではそれほどでもないんです。貯金もそれなりに持っているんですけども、それにもかかわらず、将来が不安だというわけです。将来が不安だといっても、「じいさん、ばあさんだろ」って、そんなふうに思わないでください。65歳の方が、まだ30年くらい生きる時代です。30年間も生きなくてはならないんです。そしたら貯金はどんどん減っていくのではないのでしょうか。その際に、経済的に頼れる、

もしくはサービスを頼れるミウチがないのです。これほど将来不安なものはない。このことは、一般高齢者も感じていますが、万引き高齢者はかなり著しく感じているということです。そして先ほど言いましたように、万引きを行う高齢者は、一歩外に出たら知らない人というような周りの状況、そしてセミフォーマルの行政窓口だとかNPOの人に相談するだとかそういう考えはあまり持ってないんです。そういうふうになってくると、関わりがなくて周り中ヨソ者という状態が、今度は自分にフィードバックしてきます。どういうことかと申しますと、私はこの街ではヨソ者だと、自分がヨソ者に転化する、こういう意識が出てくるわけです。この街と私は関わりがない、そういったような意識がどうも万引き高齢者には一般高齢者よりも多いのではないかと。こうして、最後に世間はない、世間体もない、だったら恥もない、そのようになってきますし、それから先ほど言った認知的なものがありますと、さらに問題は悪化していくわけです。

こういうことを考えますと、結論として、今高齢者の置かれている立場というのは、経済的なことだけではなくて、文化的にも、社会関係資本ということでもかなり問題でして、その問題の典型として高齢者万引きのお年寄りがいるのではないかと、そう思う次第でございます。

今日は本当に総論的なことをお話しさせていただきました。では、政策はどうしたらいいのかということですが、それは読んでおいてくださいませ。これにて私の話はお開きとさせていただきます。ありがとうございました。

<安全・安心まちづくり課長>

矢島先生、ありがとうございました。社会学的アプローチから高齢者万引き、万引き高齢者の特徴を分かりやすく解説していただきました。どうもありがとうございました。

続きまして、国土舘大学文学部辰野文理先生からお話をいただきます。辰野先生でございますが、保護観察官を勤められたご経験や、法務部総合研究所に勤められたご経験がございまして、現在は司法福祉につきまして、研究を進められております。有識者研究会では万引き被疑者に対する実態調査において、調査を受けての分析をご担当いただきました。本日はこの実態調査から見えてきたことにつきまして、お話をいただきます。それでは辰野先生よろしくお願いたします。

「高齢者万引きの実態と要因—実態調査から見えてきたこと—」

<辰野氏>

よろしくお願いたします。私の役割は、東京都が実施しました調査の概要について、皆さんにお話することです。調査結果の全体は、調査報告書一冊にまとめられております。今日は短時間ですが、この中から拾いながら、こういうことをやりました、こういうことが分かりました、こういうことが残された課題です、という具合でお話していきたいと思っております。お手元には、私のスライドを4枚ずつ印刷した資料があるかと思ひ

ます。こちらのスクリーンにスライドを映しながら、報告書の何ページをご参照くださいと、お話ししながら進めたいと思っております。今日お話するテーマです。高齢者の犯罪は増えているのか、高齢者の犯す犯罪の罪名は何か、再犯者はどの程度か、あるいは、今回の調査について、どのような調査が行われたのか、そして、どのような結果が得られたのか、あるいは、残された課題は何かという点をお話したいと思っております。

最初に、統計を何点かご紹介したいと思います。これは色々なところで紹介されているかもしれません。犯罪白書によるものです。例えば、これは刑法犯の年齢層別検挙人員を見たものです。年齢層は、10歳区切として、ここでは65歳以上を取り出しています。したがって60～64という人が少し少なくなるわけですね。ただ、問題はこちらですね。65のライン、この四角がついているラインを見ていくと、平成10年くらい、あるいは平成12、3年くらいから急激に上がっていつているわけですね。そのころ、65歳というたとえ、1935～1938年くらい生まれの方になるわけです。したがって、こういう説があるのです。戦後の混乱期に、幼少時代を過ごした、何歳を幼少というかは別として、道徳意識を身につける時期に戦後の混乱期だった、そういう時代ではないかという説があります。ただ、これを裏付けるのは難しいですね。もしその説を支持するならば、その人たちが65歳以上になった頃からずっと増えて、その後減っていればいいのですが、高止まりしています。ですので、その説だけを支持するのは難しい。ただしその説を支持すれば、もう5年10年経つと、こういう方々がもう少し年上になってきますので、高齢犯罪というのは減ってくるのかもしれない。また別の説もあります。それは、日本の高齢者の置かれた状況などからして、先ほど矢島先生からのお話もありましたが、退職後、たとえば社会との関係が疎遠になるころから、日本の高齢者は犯罪を犯しやすくなる。こういう説ですね。それですと、今後もしばらくは65歳以上人口増え続けますので、続くのかもしれませんが。これがどちらになるかは、しばらく様子を見る必要があるかもしれませんが、いずれにしろ、原因にしても、今後の見通しにしても、明確になっているわけではありません。そのため、高齢者の犯罪が増えている、そしてこの10年くらい急激に増えたということが問題になっているわけです。

次に、罪名を見ますと、高齢者犯罪の場合、窃盗が多いわけです。その窃盗について、検挙された人の推移を確認した図です。窃盗の検挙人員はずっと増えています。そして、65歳以上人口もずっと右上がりに増えています。高齢人口も増えていますのでこれではよくわかりません。そこで、指数にしてみます。平成元年を100として、窃盗がどのくらい増えたか、そして65歳以上人口がどのくらい増えたかを見ていきます。そうしますと、平成に入ってから、65歳以上人口は2.4倍程度に見えます。ところが窃盗は、6～7倍に増えているわけです。指数で見ますと。ですので、高齢者人口の増加を上回って犯罪を犯す人が増えている、人口比で見てもそういうことがいえる、そこまでは統計上確かめられると言えます。さらに、今、窃盗が多いので窃盗を見ましたが、窃盗以外で罪種別にみるとどうかといいますと、暴行が急激に増えているんですね。これを指数で見ると80倍くら

いになっています。たとえば 100 件 200 件だったものが 8000 件、1 万 6 千件になります。傷害は、まあ増えているけれども、暴行の比ではない。強盗も同じです。増えてはいるけれども、そんなに増えているわけではない。殺人もそこまではない。ちょっとずれますけれども、殺人の件数はこの 10 年くらいずっと横ばい、あるいは減っているという感じです。以前は 1,200 件くらいだったので、月 100 件くらいと話していたんですけども、1,000 件を割ってきています。だからいいというわけではありませんが、数が減っているということは統計上言えます。話を戻します。暴行が増えている背景、これを探らないといけませんが、この統計というのは少なくとも、想像するに、例えば駅員に対してとか、お店に対してとか、何かやりとりにこじれて手を出したみたいなケースが想像されますね。ところが暴行がどこで起きて相手が誰かという統計がなくて推測の域でしかありません。トラブルによって何か揉め事を起こしたということだと思います。そうすると、高齢になって急に暴力的になったと言えるかどうかは、まだ課題です。ちょっとわかりません。いずれにしろ統計上暴行が増えているということについてお話しました。ただ、こういう言い方があります。統計上掘り起こしたのではないかという見方もあります。一定程度それはあるでしょうね。例えば電車内の痴漢が急激に増えました。それが本当に増えたのか。届け出る人が増えたのではないか、という見方もできますよね。同じく、高齢者の暴行事件が届けられようになったのではないか、というものです。今のところ確かめられないですが。

窃盗に話を戻します。高齢者の窃盗が他の年代より多いか少ないかということをも罪名で見たいと思います。この 72.3 というのが窃盗です。上から高齢者、成人、ここでは 20~64 歳以下を指しています、そして少年とみた場合に、少年に窃盗が多いのは伝統的にそうですが、高齢者の割合がもっと多いということです。その窃盗の中身は何かというと、万引きという括りを入れますと、窃盗の中で万引きの割合が高いということが分かります。さらに、男女別に見てみます。そうすると、女性の場合、女子高齢者、82.7%と、非常に高いということが分かります。つまり万引きを捕まえましたと、そうすると何割かの人は高齢者です。高齢者で捕まった人がいますと、そうすると男性ですと 5 割くらいは万引きですし、女性ですと 8 割くらいは万引きです。そのほかについては、万引き以外の窃盗、あるいは、傷害それから横領、詐欺、などがあります。無銭飲食なんかも入ってくると思われれます。ここまでが統計上のお話です。そして、もう一つ見ておきますと、都内の値を見ると、万引きの件数自体は全体で見ると減っています。ところが、少年がずっと減っている、成人もなだらかに減っています。そして、高齢者は減りつつあるのですが、他の年齢層に比べて高いままであるという言い方ができます。これは色々な働きかけがあつて減ってきているということも言えますし、あるいは先ほどお話しましたように、このまま少しずつなだらかに終息していくかもしれませんし、この辺で高くとまったままいくかは見通しが立たないところですが、後半の調査から言えることで少し展望したいと思います。

次が、再犯者率についてです。再犯者率については確かに高く、この図は、万引きで

捕まえてみると、過去に同一の罪種、窃盗歴がありますという人の割合ですね。1番上の青い線が高齢者です。今は53.3%です。高齢になって初めてやりましたという人もいるかもしれませんが、高齢者を捕まえてみたら、半数以上に前歴がありますということです。ただし、高齢になってからの繰り返しかどうかは分かりません。いずれにしろ前に窃盗の犯歴を有しているという人が半数以上いるということです。ですので、なかなか難しいですね。高齢者の人を捕まえましたと、もう二度とやらないでねということになるのでしょうか、2度目3度目をやってしまう。このあたりが少年と比べると、高齢者犯罪の難しさだろうと思います。少年犯罪の場合であれば、「やり直してね」と指導ができるでしょうけれども、高齢の場合は同じ説明が難しい感じがしますね。

さて、調査についてです。調査の概要をお話し、どんな結果が得られたか、あるいはどのページをご覧くださいかということをお勧めして見ていきたいと思います。調査は万引きによる微罪処分者を対象とした調査です。つまり万引きで捕まりましたと、そして警察で微罪処分になりました、という人に対して調査協力を求めました。年齢は成人ということで特に区切っておりません。出てきた結果について、65歳以上と65歳未満で区切って分析しています。それと、比較のために、無作為に抽出された一般の高齢者の方を対象としています。調査は昨年秋、行われたものです。研究結果としては、この段階では途中の報告となります。被疑者、警察段階で65歳以上は56人、一般高齢者の方は1,300人という回答数です。微罪処分については、検察官があらかじめ、警察とのやり取りの中で、被害金額のわずかな詐欺、窃盗、横領等については月の報告で足りるよという取り決めになっています。そして微罪処分にするということです。具体的には警察で指導などをしてそれで釈放、月一回報告をするということです。その基準については県によって多少ばらつきがあるかどうかと思います。私より詳しい方がいるかもしれませんが、結局、逮捕事件とかあるいは住所不定のものはどうしても今回の調査対象から抜けていく可能性があります。何回も繰り返しているから微罪処分にならないとか、住所不定でどこに行くかわからないから微罪処分にならないとか、そういう場合には調査対象に入っていないことになります。裏返すと、1回目あるいは、ほとんどやっていません、それで今回警察に捕まりました、今回は釈放してもらえそうです、という人たちになります。そうすると、その人たちが2度3度したら仕方がないということになりますが、今回の調査では、最初にそういう扱いになった人たちがどういう問題を抱えていて、その人たちにどういう対応をすることで次の万引きを防げるかということに焦点を当てることができますので、意義のある対象と考えられます。それから、数は少ないですけども、補足するために万引きを繰り返している人のインタビュー調査も行いました。

以上によりデータには限界があるのですけれども、逆に意義がある対象でもあろうという風に考えられます。さらに、例えば、認知症の人など、調査に乗らない人も除かれてしまいます。調査項目についてはこの通りです。このほかに、個人属性、性別とか住まいとか、同居人の数とか、調査項目に挙がっています。

基礎集計1を見ていきます。スライドにページ数が書いてあります、これが緑の報告書のページ数に相当します。時間の関係ですべては拾えませんが、主に万引きをやりましたという65歳以上の人と一般の65歳以上との違いを挙げてみます。読み上げていきますと、世帯月収は低いものの持家所有が半数を占めて生活保護受給無しが9割、借金無しも9割以上、要するに項目だけで行くとそんなに困窮しているわけではなさそうだ。ただし、暮らしぶりについて聞くと、「苦しい」と思う人が約半数、「日本社会の中でどのくらいの層に位置しますか」というと「下の層」に位置すると思う人も約半数いる。で、「将来の生活不安」は一般よりやや高いという結果になっています。

次の基礎集計2にいきます。65歳以上の被疑者だけでなく被疑者群は一般の人に比べて認知機能の低下がやや疑われている。身体の衰えを自覚している人は一般よりも多い。「同世代に比べて体の衰えを感じている」項目に多く〇がつく。万引き時の意識としては「捕まると思わなかった」に6割以上、「カメラに位置や向きを気にしなかった」は9割以上、「万引きを思いとどまったことがない」に6割以上、こんな回答になっています。

一方で、規範意識と呼ばれるものは、被疑者と一般高齢者群で差異は見られませんでした。規範意識というのは、たとえば調査票の166ページに原本が掲載されておりますが、その中の12番の2、3、4あるいは6、7番を指しています。たとえば、「罰を逃れられるならば、規則を破っても構わない」、そう思いますか思いませんか、こういった問いかけですね。これらを基に総合して規範意識がどうかということ进行分析したのですが、結果は一般の人とで大きな差は見られなかった。つまり、万引き群も万引きはよくない、万引きをやってもいいとは思っていないと調査結果からは言えます。もちろん微罪処分になった直後なので、反省している面も大きいかとは思いますが。そういうカッコ書き付ではございます。

次に基礎集計の3です。独居の割合が5倍以上、これは高いですね。「家族との会話がほとんどない」、「家族がいない」が約4割、「近所付き合いもほとんどしていない」が5分の1くらい、「1日中誰とも話さないことがある」が5割以上、この辺も少し気になる場所ですね。一方「メールやSNSを利用する割合」はそれぞれ少なくとも2割程度、これは低いですね。経済的な面、社会資本の面、あるいはメールする相手がいる、いないというのが万引きに影響している可能性はあります。11番、「話を聞いてくれる」、「相談に乗ってくれる」、「身の回りの世話を頼める」などに関しては、「誰もいない」との割合が一般高齢者に比べて高い。ここから見えてくるのは、頼れる人、相談できる人などが一般群に比べて弱い可能性があります。

色々な項目を使って調査をして、一般群と万引き群とでどういった点が違うのか、複数の項目を全部とり込んで差がみられたデータだけを抽出して選ぶという方法をとりますと、結果の一部がこれです。左側が促進要因、つまり万引きをやるリスクを高めるという要因です。暮らしぶりの低さ、毎月の支払の資力、セルフコントロールの低さ、それから習慣化、制度体験、こういったものがどうも万引きに対してプラスに働いている。逆に万引

きを抑える要因として出てきたものが、近所付き合いとか友人知人の情報支援、家族の情緒的支援や情報支援、それから家庭幸福体験、こういうものは抑止要因で浮かび上がってきました。一方、真ん中のいくつかについては関連が今回に関しては見られませんでした。例えば規範意識、体力の衰え、認知機能の低下、これらについては一般群と万引き群で違うという結果にはなりませんでした。ただし、ならないから関連がないということを示しているわけではありません。今回得られた結果に基づいて検討するとこのようになりました。

次に移ります。調査の比較では、例えば、男女別に比較する、年齢別比較するということがよく行われます。属性で比較するといいますけれども、今回の調査では、例えば、「生活が苦しい」と同じように思っている人でも、万引きをする人とししない人という。そうだとすると、家族がいる、いないで比べた時に、家族がいないから万引きをするのか、そういう言い方ができなくなりますね。家族の有無とか生活レベルの高い低いと万引きを比較して、生活レベルが低いから万引きをします、家族がいないから万引きをします、というのはちょっと乱暴ですね。そこで、むしろ、同じ条件であっても万引きをする人とししない人がいる、どういった意識でその差が生まれるのかということに視点を置いて意識面から見た分類を心がけてみました。取り上げる項目としては、意識面、態度、あるいは行動ですね。ステップとしましては、調査した項目、万引きをする意識とか信念とか規範意識とか言われる変数をまず集約しました。回答結果から見て、どういう風に括れるかを分析し、3つの変数群に括ることができました。

それらは、「他に転嫁する」という変数、「あきらめ感」の変数、「社会に対する不満」という変数です。この変数を抽出した上で、今度は65歳以上の被疑者群を分類してみました。そうすると大きく2つに分けることができました。ただし、人数があまり多くないので確定的なこと、断定的なことまではいえませんが、いくつかの手がかりが得られたのではないかと考えております。繰り返しになりますが、変数をグループ化した際の変数が回答結果からみると、3つに集約できました。さらに、3つ出てきました変数でそれぞれの回答者をプロットしたところ、1の群と2の群、1の群と2の群というようにある程度は分けることができる。そんな経過をたどりました。結果ですが、2つの群に分けることができました。ひとつがクラスタ1、もうひとつがクラスタ2ということになります。

クラスタ1はこういう人です。他への転嫁、あきらめ感が低い、でも社会に対する不満は高い。暮らしぶりに対する不満や規範意識は低い、暮らしぶりに対する評価は低く、万引きの原因は自分にあるとしながらも、そうした状況から抜け出すことができずにいる。つまり、同じ万引き被疑者群であっても、意識面から見たら、2つに大きく分けることができる。そこで、一律の対応をとるよりも、こういう人たちもいるんだということを手がかりに対応を変えることが可能だということなのです。

1番目のグループはというと、社会に対する不満が高いけれども実際にはそこから抜け出すことができない、したがってすでに反省はあると考えられる。ですので、反省しな

い、こうしなさいと行動の変化を求めてもなかなか難しい。それはご本人もよくよく分かっているし、抜け出せないために社会に対する不満が高い。こう考えられます。むしろ支援が必要なグループといえるのではないかと、いえます。

次が、クラス2ですね、もう一つの群なのですけれども、他への転嫁、あきらめ感が高い、例えば万引きの原因が自分よりもお店などに転嫁している回答が高いということです。一方社会に対する不満は1に比べると低い。暮らしぶりに対する評価や規範意識は低いもの、万引きの原因が社会や店にあると考えている。社会の状況や構造については割り切った意識を持っている。つまり、多少あきらめ感が出てきています。責任の転嫁や自己を正当化する意識が高い。自己評価も高いが、具体的項目からは確認できない。学歴を比べると1の群に比べると上が多い。特徴的なのは、安全で確実なことより刺激のあることや冒険が好きだという回答が多かったことです。これらにどう対処するかというと、自尊心を尊重しつつも、当初から言い訳を許さないような態度で接する必要がある。こういうことが導き出せます。そして、1の群と2の群で共通しているのは何かというと、あきらめ感であったり、あるいは社会に対する不満、こういうものが見えるのですが、それらを通じては、たとえば自分を認めてもらえない、そういう社会、家族、あるいは周囲に対しての不満、あるいは不信、こういうものが共通しているかもしれません。そうすると、自分の現状への不満、あるいは将来への不安、そして自分を守ってくれそうにない社会に対する不信感につながっていきます。したがって、置かれた状況が他の人と似ているかもしれないけれども、その捉え方が多少違うのではないかと思います。そしてそれが万引きの背景にあるのではないかと推測できます。もう少し、推測を進めますと、社会への不満、あるいはあきらめ感、そして、社会の不信感、あるいは自分が認めてもらえないことへの不満、そういうものが見えてくるのかなと思います。

そういう分析結果をもとに、調査結果を踏まえて万引きの発生を抑えるにはどうしたらいいか。そういうことを68ページに記載してあります。今お話してきた内容は、68ページに述べています。群によってこういう違いがあるということ指摘した上で、群別の対応を検討しました。さらに、やや抽象的ではありますが、万引きを減らすための方策を検討しました。万引きの場合ですと当初から重い対応はできないかと思いますが、繰り返しているうちに刑罰自体も段階を踏んでだんだん重くなっていくということになります。そうすると、最初の万引きを防ぐ、ここが1つ重要ですね。2つ目としては、万引きがもし起きてしまったとしたら、それにどう対応するか、繰り返している人にはどう対応するかが重要となります。そこで、この3つに分けて考えるということで、初回の万引きを防ぐ方策として、例えば、自分だけが色々な問題を抱えているわけではなくて同世代の抱える問題、課題、こういうものを知っていく、あるいは多くの人と同じではないかという認識を持っていただく、これが重要であり、1つの方策であると考えます。具体的には、同年代の人の情報が聞ける場が必要ということになります。それから初回万引き時の対応として、自分の行為がやがてどのような結果になるのかを、より具体的に説得的に指導する必要が

あるでしょう。こういうことをやったら刑務所入るよという表現だけではぴんと来ないでしょうし、リアリティがない。やがてそうなるのですが、当初は実感がなく、刑務所に入る直前になって本当に焦り、思い知るということがあるようですね。それから、繰り返して万引きをする者に対しては治療的プログラムの受講を義務付けるとかありますが、なかなか対応先が少ないという課題があります。

まとめます。以上のように、調査の結果から、いくつか類型が出てきました。その人たちは、多少特徴がみられます。そしてその人たちに向けた対応をしていかななくてはならない、でもなかなか課題もあって、その通りに進まないだろうと。どういうことかというところ警察においてはまず、微罪処分をした場合のダイバージョンですね、微罪処分のままでよしとしても、そのまま帰してしまっていて終わりですね。そこからの何らかの支援が必要でしょう。それから、行為の影響の重大性を認識させる方策ですね。これは難しいと思いますが、たとえば警察で微罪処分をするときに、単に説諭するだけではなくて、具体的にこれから先、どのように刑罰、処分が重くなっていくか、どういう重大な結果になるかということが本当に伝わるような伝え方があるといいのですが、課題ですね。それから治療的手法というのが、最近言葉として出始めていますが、問題自体を解決したいという取組ですね。何かをやってしまったということに対して、刑罰を科すのではなく、何かがありましたと、その問題自体を解決しなければいけない、という風に司法自体が取組を変えていけるかどうかという話です。こうした話題が出るところまでは来ている段階です。それから店舗等は規範意識の働きかけ自体は難しいですね。「万引きは犯罪です」と繰り返したとしても、やっているというのが実態ですので、役に立つ監視者の顕在化、このあたりのこともどうするのかと言われると難しいのですけれども、155～157ページに書かれていることを、かいつまんでお話をしていきます。例えば、店員の声かけ、これは有効だろうと考えています。監視者がいることを、見えるようにしなければいけないですね。いつもと違う対応やいつもと違う状況も習慣化した万引きを抑止することにつながるでしょう。それから地域、行政等における対応です。これは、先ほど途中で触れましたように、社会に対する信頼感とかあるいは公平性、それから最後は何とかしてくれるのではないかとという信頼感がないと、高齢になった時の不信感、不安感につながるのだろうと考えます、その結果、万引きにつながると考えられます。そうすると、今日この場にいらっしゃる方も含めてですね、日本の司法で我々の生活が守られているのか、あるいは日本の社会は安全なのか安心なのかといったことを継続する、あるいは何とか社会の信頼をつなぎとめる、そういうことが遠回りかもしれませんが、重要だろうと思います。「どうせ警察は」、「どうせ政府は」、そういう風潮が蔓延するとよくないです。そうすると、より不安感が高まり、社会に対する信頼が失われ、あきらめ感、社会に対する不満が高まり、これが万引きのような軽微と受け取られがちな行為につながっていく可能性があると考えます。

以上、報告書のページを拾いながら、調査のあらまし、調査からわかったこと、あるいは課題や展望についてお話ししました。ご清聴ありがとうございました。

<安全・安心まちづくり課長>

辰野先生、ありがとうございました。膨大な調査をまとめていただいてお話しいただきました。ありがとうございました。それでは、第2部に入ります前に10分間ほど休憩を取らせていただきたいと思います。16時15分頃を目途に再開させていただきますのでよろしく願いいたします。

第2部 高齢者の問題行動への対応

<安全・安心まちづくり課長>

それでは、これより第2部に入らせていただきます。

第1部では高齢者の万引きの背景要因等についてご講演いただきましたが、第2部では問題行動への具体的対応等についてお話をいただきたいと思います。まず、桜美林大学 老年学総合研究所所長 鈴木先生よりお話をいただきます。鈴木先生は東京都老人総合研究所副所長、国立長寿医療研究センター所長を歴任された老年学の専門家です。今日は、認知機能の低下に伴う高齢者の問題行動への対応についてお話をいただきます。それではよろしく願いいたします。

「認知機能の低下に伴う高齢者の問題行動とその対応」

<鈴木氏>

ただいまご紹介にあずかりました桜美林大学の老年学総合研究所におります鈴木と申します。今日は高齢化のもたらす社会病理ということで、私からは認知症や認知機能低下についてお話しします。特に最近は高齢者の中で認知症、あるいはその前段階である軽度認知障害の方が非常に多くなってきています。具体的な数字で言いますと、65歳以上の方の約15%の方が既に認知症を患っております。65歳以上の方は全人口で言うと約28%ですから、実数で言うと約3,400万人、その中の15%の方が既に認知症になっておられますので、実数で言うと約500万人の方が認知症を患っているということになります。また、認知症の一步手前である軽度認知障害、最近ではMCIというようにいわれますけれども、その方々が高齢者人口の約13%、実数で言うと約450万人という数字になりますので、合わせると約1,000万人近い方が認知症あるいはその予備軍となるわけです。今後増えていくであろう認知症あるいは認知機能の低下した高齢者は、こういった万引きという犯罪、あるいは徘徊で行方不明になるとか、あるいは交通機関の間で加害・被害の両方にまたがる事故などが急増してまいります。今回、東京都の万引きに対する研究会に参加させていただきました。認知機能から見た、あるいは高齢者特有の状態像から見た万引きについて皆さんに紹介させていただきたいと思います。

認知症というのは、診断は非常に難しいです。いくつかの要因がすべて重なり合うということになります。1つは記憶をはじめとする認知機能が衰えているということです。認

知機能というのは色々な領域がありますけれども、たとえば物忘れと呼ばれるものですね。特にエピソード記憶といって、単語だけを忘れるのではなく1つのまとまった話を全部忘れてしまう。例えば昨日、夕御飯に食べたおかずを忘れるのではなく、夕御飯を食べたという全体像を忘れてしまうという特徴を持った物忘れになります。

また注意力というものがあります。私たちは暮しているときには、実は注意を同時に分散させながら日常生活を送っているのです。1番ピンと来るのは車の運転です。車の運転というのは、そもそも「自分がどこに行こうとしているのか」ということが分かっているわけではいけません。そのためにはどの道を通るかとか、信号を右折した時に対向車が来ないかとか信号が変わっているか、ブレーキとアクセルを踏むかどうかなど、注意を分割しながらすべて統一して1つの行動をしている、非常に高度な注意分割能というものが備わっておりますが、これが衰えてきます。昨今起きているブレーキとアクセルの踏み間違いは、明らかに認知症ではないけれども、分割能の検査をすればおそらく機能が落ちている人たちだろうと思われれます。

それから、実行力低下、段取りが悪いとか色々なスペックが落ちてくるわけです。しかし、これだけではありません。認知症、認知機能の低下の症状は比較的短時間の間に悪くなる、という特徴があります。これは脳の中で進んだ病気を脳が支えきれなくなると、一気に脳が持っている高次な機能が崩壊し始めるのです。崩壊するまではぎりぎり抑えられています、少しずつ悪い兆候が出てくるのですが、それでも脳全体で支えるのですが、ある閾値を超えると脳機能全体が一気に崩れ落ちます。例えば集中豪雨の際の河川もある程度までは耐えられますが、タガが外れると一気に悪くなる、洪水を起こすことと似ています、非常に短時間で一気に悪くなるということがあります。

もう1つ大事なことがあります。それは、明らかに認知障害があり、悪くなっているけれども、日常の生活の中で障害になっていない、支障が出ていなければ認知症ではないと考えられています。認知症というのは、日常生活、社会生活、職業生活に支障が出て、初めて認知症であると明らかになっていきます。ただ、もちろん認知症で万引きが発生することはよくあります。時に有名な、ピック病という前頭側頭型認知症と呼ばれるひとつのタイプがあります。この初発はよく万引きで捕まるということです。ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、神奈川県のある市の文化財保護課長さんが、万引きして捕まった際に、本人はやってないと言いましたが、警察に連れて行かれて市の職員だとわかり、解雇になった後にピック病だということがわかりました。このように社会生活に支障が出るということがあって、はじめて認知症だということが確定していくわけです。

脳の変化に関して言いますと、特に有名なアルツハイマーという認知症は、日本人の認知症患者の6割から8割を占めますが、症状が出て、臨床的に条件を満たして認知症と判断されますが、その前は軽度認知障害という予備軍になります。しかし、それよりもずっと前、発症時点から30年から40年前と言われておりますが、そのくらいから実は脳の中には変化が始めているものなのです。しかし、脳というのは加齢に伴って出てくる様々

な病的変化にずっと耐えています。それが昨今よく言われる認知予備能というものです。私たちの脳は予備能力を持っています。すぐ悪くなるものではないですね。徐々に徐々に悪くなりますが、もう支えきれなくなって予備脳がない状態になり、そこから一気に悪くなるということがあります。

いずれにしても、認知症という診断がつきますと、今申し上げたことが確定しますので、元に戻ることはありません。現在、認知症の方が万引きをしやすいという仮定があれば、予防しようとするところのこのひとつ前の段階、すなわち軽度認知障害、英語では **Mild Cognitive Impairment** という、その頭文字をとって **MC I** と最近は言われますが、この時期であれば、認知予備能をある程度回復させることができるといわれます。ですので、認知症を予防するのはこの段階で様々な取組がされているということになります。認知症の有病率、すなわち、どのくらい年を取るとどれくらい増えるかということですが、アルツハイマーの有病率で、ヨーロッパのデータですとやはり **75 歳以降急速に有病率が高くなっています**。日本の場合、非常に精度の高い高齢者の全国調査をやっております。日本のデータでも **75 歳を過ぎると、急速に認知症が増えていく**ということが分かります。

例えば、皆さん **85 歳** になりますと半数の方が認知症です。みなさん、全員が **85** になったとイメージしてみてください。隣の方と顔を合わせてみてください。どちらかは認知症の方です。もう一方の方はそれを介護する側となります。いずれにしても今後急増する認知症高齢者により社会で様々な問題が生まれることが明らかになっております。ひとつは、徘徊行方不明の問題です。昨年のデータで申しますと、1 年間に認知症で行方不明になった人で、警察に届け出られた数は **15,432 件** です。そのうち **95%** は、無事発見されます。しかし、約 **500 人** の方がお亡くなりになられます。どうして亡くなってしまうのかは、少しずつ明らかになってきています。それからもうひとつは、公共交通機関や自動車での事故。これも国が主導で大きな検討会が開かれていて、商店街での問題、あるいは公共交通機関での問題、様々な場面でのトラブルとその実態が明らかになってきております。さらにもう一つは今回東京都では、万引きにフォーカスをあわせ、昨年検討会ができて、今日ここでこういう報告会を開いている。認知症に関わる社会問題は、まだまだ多くのことがあるのですが、大きく影響を持っているのは、この3つと思います。

これは国の調査で、商店や小売店を中心に実態調査をしたときに、高齢者によるトラブルに関して、何が一番困りますかというところ、それは窃盗・万引きというアンケート結果が出ています。それから店内での事故、けが、車の操作ミス、代金がなかなか支払えない、レジのところに行ってもモゴモゴしてしまう、これらが小売店から見た高齢者とのトラブルと報告されています。実際、先ほど先生方からもご報告ありましたように、東京都で万引き研究を行いました。高齢者では増えている、再犯率が高いとのことでした。一般高齢者と万引き高齢者の比較について認知機能にフォーカスしたデータを紹介したいと思います。

色の赤い方が万引きの被疑者の高齢者のデータです。青い方は性と年齢を調整したうえ

での一般の高齢者のデータです。「あなたは1日中誰とも話さないということがありますか」という設問に対して、「ある」と答えた一般の方は13%ですが、万引きの被疑者の方は45%と非常に高いということが分かります。社会とのネットワークやコミュニケーションが減っている可能性があるということです。「あなたは近所付き合いをどのくらいしているか」という設問で、「ほとんどしていない」という結果を見ますと、一般の方は5%程度ですが、万引きの方は5倍以上の高い割合を持っています。一方、活発な付き合いについてもほぼ同じです。例えば「立ち話程度の付き合い」を見ても、一般高齢者は高いけど万引き高齢者は低いということですね。それからこれは私が関係した、認知機能に関する設問です。この3つの設問は介護保険の中で行われている介護予防の際に使われる、基本チェックリストという25項目のリストがあります。その中の3項目は認知機能に関する質問になっております。今回の調査では、その3つの質問で、万引き高齢者と一般の高齢者のデータを比較しております。「周りの人からいつも同じことを聞くなど物忘れがあるといわれますか」に「はい」と答えた人は、一般では11%ですが、被疑者の場合には3倍以上となっております。「あなたは何月何日かわからないときはありますか」は、一般の方は16%に対して、被疑者の方はやはり3倍以上の高い割合、約半数くらいということになります。「あなたは自分で電話番号を調べて電話を掛けることをしていますか」に「いいえ」と答える割合が、一般では15%ですが、万引き高齢者では40%の方が「していない」と答えています。これらはすべて有意差のある、つまり統計的に意味のある差というように考えることができ、明らかに万引きする高齢者は認知機能が低下しているということが十分類推できるわけです。

それから、飲酒と喫煙を見てみますと、お酒はあまり有意差がありません。飲むというのはむしろ健常の方が多くて被疑者が少ない。やめたという方が多いんですね、理由は聞いていません。経済的な理由かもしれません。あるいは一般高齢者でやめた方は、ほとんどがドクターストップにかかっています。かなり肝臓が悪くて、「これ以上飲んだら駄目だよ」と言われてやめるというのが、一般高齢者の場合は多い。喫煙率、これは「現在吸っている」がわずかに高い、それから「吸ったことがない」、これも万引き被疑者の方が高いがあまり大きな差はない、それから「支援してもらっている」、これはソーシャルサポートについての質問をしておりますけれども、「話をきいてくれる人」で目立つのは、万引き高齢者は、一般に比べると誰もいないということになります。それから、「同年代の人と比べて体力の衰えを感じるか」の設問では、「非常によく感じる」方々が万引き被疑者の方に多く出ています。それから、「将来、生活が苦しくなるのではないかと不安だ」、先ほど辰野先生からもご紹介ありましたけれども、被疑者の方が「よくある」という比率が高いということで、単変量でいろいろ見ていきますと、かなり万引き被疑者の姿が見えてくるわけです。それからセルフコントロール、「捕まらずに悪いことがどれだけできるか試してみたい」、普通試さないはずですが、やはりその割合が高い、すなわちセルフコントロールが低いわけです。「どちらとも言えない」という、危ない答えだと思いますが、「ややあてはまる」

や「あてはまる」が万引き被疑者の方が多く出ています。「どんなに腹が立っても暴力は振るわない」、普通は振るわないはずですが、「振るうかもしれない」が高くできてきているという、なかなか特徴的なデータになっているかなと思います。

今ずっと見ていただいたのは、1つの質問に対する答えです、専門的に言うと単変量の分析をしたわけでございます。実際は、多くの要素が絡み合っていますから、お互い絡み合った要素を調整した分析、これを多変量解析といいます。これには様々な方法がありますが、多重ロジスティックモデルという統計モデルを使ってみました。これは研究会の委員の先生が作成されたデータです。かなりカテゴリーでまとめていますけど、このデータをみますと、結局万引きに関する有意な要因というのは、低いセルフコントロールと、教育年数という2つだけでできています。例えば認知機能の低下とか、知的能動性の低下とか、規範意識、あるいは高いセルフコントロールというのは、ほかの要素と一緒に調整しながら分析をすると、有意性が消えてしまうということです。要は最終的に独立した影響力を持っているものがこの2つ、すなわち低いセルフコントロールと、教育年数ということになります。これが万引きに対する危険因子と考えることができます。

ところが、私の方で認知症とか認知機能の低下という視点で考えますと、いずれも認知症、あるいは認知機能の低下に共通する危険因子でもあるのです。特に、教育年数は認知機能に大きな影響を及ぼします。これはいわゆる学歴に相当するものとなりますけれども、最近の研究から少なくとも認知症あるいは認知機能に関しては若い時の学歴だけではなく生涯教育、つまり高齢期あるいは壮年期になってもどれだけ頭を使ったかが重要だということが分かってきています。なぜこれが大事かという、認知予備脳を大きくする最大の要因は教育あるいは頭を使い続けるということは海外の研究で知られています。万引きという低いセルフコントロールがあり、認知機能も単変量的に考えると低下している、その背景にある1つの要因が教育と言うことで、非常に興味のあるデータとなっています。この結果から見る限り、今後万引きの発症に対しても成人期での教育、高齢期での教育も含めて、社会規範を高める、セルフコントロールを高めるような教育が必要だと思います。

ちなみに、今回統計学的に有意な要因として2つあり、万引きに有意に働いていると思われませんが、実はこれは認知機能低下にも非常に大きく影響していることから、万引きと認知機能低下というのは、見かけ上の関係とも解釈されます。

ここから付け足しの話です、今年のアメリカの高齢者に関する2つの有名な研究、1つはフラミンガム研究という、病気を見る研究です。もうひとつは、ヘルスアンドリタイアメントスタディ(HRS)、健康と退職に関する全米規模の研究です。それぞれ何万人規模という対象者数ですが、20年30年続いています。その両方の研究から、アメリカでは、認知症の有病率は下がってきていると報告されています。日本ではこれほど大規模なパネルの研究がございません。このアメリカの研究は非常に大きな意味を持っています。認知症有病率の低下の最大の原因は最近の高齢者の方が、教育歴がどんどん上がってきていることです。FHAというフラミンガムの縦断研究ですけれども、30年前、20年前、10年前そし

て今回の調査の中で、第1回目から見ると、第2回目では認知症の方は22%減った、第1回目から第3回目にかけては38%減った、第4回目の最新データでみると44%も減りました。もうひとつの高齢者の健康と退職に関するHRS研究から12年間のデータで示されていますけど、認知症の有病率は11%から8%に減っているという結果が出ています。これは2000年以降ですからかなり最近の研究ですけれども、その2つの集団で一番違っていたのは、2000年と2012年の集団では教育年数が全然違うことでした。平均11.8年と12.7年で、約1年増えているのですが、なかでも教育歴が16年以上の長い歴を持つ人の割合が15%から24%くらいに上がっている、12年未満が32%から20%に減っている。これを多変量解析で各教育年数ごとにどのくらい認知症が減っているかを見ると、一番教育歴の短い12年未満の減り方を基準に置きますと、年数が高くなればなるほど認知症発症率は低くなっている。16年以上という長い歴を持っている人は12年未満と比べると、43%も発症率が低いというデータになっています。日本で見ますと、認知症のグラフでお示したように80歳以降の方は尋常小学校卒業の方が多いわけですが、65歳以上になりますと、大学進学率が3割くらいになっていますし、教育年数をはるかに多くなっています。そして生涯教育の年数も非常に長くなっていますので、今後も日本では認知症は減るでしょうし、万引きという行為についても、単純に増えるわけではないのかなと考える次第です。

予防については時間がありませんのでお話しませんが、『ネイチャー』という科学的にレベルの高い雑誌に、“Activity is the best medicine”（「身体活動が最高の薬」）という、社交ダンスを踊って数独をしながら赤ワインを飲むと認知症が防げるという絵が表紙を飾っていました。最近では認知症の予防方策もでております。希望的な観測ですけれども、今後は認知症も万引きも生涯教育を中心とした適切な対策で減っていく可能性もないわけではないと考えております。雑駁な話でしたが、ご清聴ありがとうございました。

<安全・安心まちづくり課長>

鈴木先生、ありがとうございました。高齢化が進むということで、認知症の方が増えていくのかなという思いはありますけれども、最後のお話にありましたように悲観的なことばかりではないと思います。

それでは最後になります、静修会荒川寮の福田順子施設長です。荒川寮は、全国に7つしかない、女性専用の更生保護施設です。高齢女性の犯罪では、万引きが最も多いということもございまして、福田施設長には罪を犯した高齢者の支援につきまして、更生方法等、現場の知識を踏まえ、お話いただきたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

「罪を犯した高齢者への支援—取組事例を踏まえて—」

<福田氏>

私は罪を犯した高齢者の支援ということで、実務者の立場から現在どういった方が更生保護施設で社会復帰を目指しているのか、というお話を中心にさせていただきたいと存じます。まず更生保護施設については初めて聞かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、頼れる家族や親族がいない、高齢者で言いますと万引きを繰り返してしまって家族から見放されてしまっている高齢者の方たち、特に刑務所出所者、例えば満期で出る方、保護観察がついている方、執行猶予の方もたまにおります。そういった方たちに自立に必要な生活指導等を行いまして、スムーズに社会復帰をお手伝いする民間の施設です。全国に 103 施設ございまして、東京都には 19 施設あります。静修会荒川寮のような女性専用の施設は、全国に 7 施設と非常に少ないです。東京都内には 3 施設ございます。先ほど実際に検挙された構成が表示されましたが、刑務所からの方たちも多いので入所受刑者の罪名の統計を出してみたのですが、やはり男性が半数近いですが、女性の高齢者は約 8 割が窃盗事犯という実情になっております。

静修会荒川寮について簡単にお話しさせていただきます。東京の下町にある女性専用の施設です。福祉の施設ではなくて、法務大臣の認可をいただいている施設です。入所者の現況ですが、高齢者の専用施設はないので、10 代から 70 代までと非常に年齢の幅が広いです。平均年齢は 40 代後半というところでしょうか。実際には刑務所を仮釈放になった方たちが圧倒的に多く、9 割以上です。罪名ですと、窃盗が半数近く、女性は薬物の問題が非常に多くて、後の半数近くが覚せい剤事犯の方、ほかには詐欺や傷害、高齢者の方では殺人の事犯の方も入所されています。入所期間は 3 か月から半年、高齢者の方は自立に時間がかかるので、場合によっては 1 年近くもいますが、平均しますと 90 日と短い期間となっております。入所されている方の問題性では、依存症の方が最近増えており、高齢者の方もいます。ギャンブル依存・薬物依存がとまらなくて、お金を使い果たしてしまう方も増えております。女性特有なところでは、摂食障害、過食嘔吐で吐いてしまうための食べ物を万引きしてしまうという方も増えております。他にはうつ病、知的障害、発達障害の疑い、そして高齢者で言いますと認知症の疑い。どんなことかという、いわゆるもの取られ妄想といいますか、私の財布がないとかで大騒ぎになったりすることも高齢の女性の方におります。高齢の方でお薬の飲み方がうまくできないこともあるので、お薬の管理もしております。そしてほぼ全員が就労についております。1～2 時間の清掃の仕事に就いている方もいますが、全くしないよりも運動機能の維持や社会とのつながりが持てるということで、できるだけ指導をしております。

高齢者の方が何人いるかという、昨年の統計では 65 歳以上の方、昨年度少なかったですけれども、7 名で 16% くらいです。最高齢が 76 歳の方でした。罪名は、7 名中 6 名は窃盗事犯の方でした。こういった方たちに向けて、生活指導を行っております。ホームレスをしていたり、高齢者の方でも住所不定になっていて福祉サービスを受けられなかったりする人が多々いますので、入所されると 1～2 週間の間に住所設定をしたり、保険証や年

金の復活、免許証の復活をしたり。また知的障害を持って高齢になっている方もいます。I Q 69 以下の方が多くて、刑務所でも同じで、福祉サービスや障害者手帳取得につなげようとしても障害受容できない方、障害という言葉をなかなか受け入れられない方もいます。そういった方たちについては身だしなみや服装がおろそかになり、運動能力が低下してしまうかもしれないのでお散歩とかジョギングを奨励しております。規則正しい生活、刑務所を出るとうまくいかない方もいます。朝6時に起きて、朝食を7時に食べて、夕食は6時で門限は10時と。これは何でもないので、高齢者にとってはハードルが高いのです。しかし規則正しい生活をすることによって認知機能を落とさない、ということを目指して支援しています。そして日常生活の振り返りです。日々起きたことを忘れてしまう方もいらっしゃるの、毎日、日記指導をしております。どんなことがあったかを書き留めていただいて、それをもとに面接を行っております。ただ、女性は心理的支援も重要になってきます。カウンセリングは心理療法の1つですけれども、心理的ケアは欠かせないところです。

就労指導、就労支援、これは社会とのつながりをできるだけ持ってもらうために大切です。更生保護では、ハローワークには出所者のための就労支援ナビゲーターさんがおられて、比較的高齢者の方も雇用につながっています。また、前歴を理解していただいた上で協力してくださる企業さんも活用しています。そのあと重要になってくるのは、貯蓄や金銭管理です。お金を無くしたという高齢の方も多いので、必要以外のお金はできるだけ保管品として預かります。その他に「私の家計簿」というものを作っています。これは単身で生活する場合に、自分がいくらくらいのお金を持っているかということと、領収書を必ず添付してもらうということが大切で、例えば万引きをした時に、レジ袋いっぱい持って帰ってくる方いるんですけども、声をかけられた時にちゃんとレシート持っていたということもできますし、再犯防止の観点からも領収書は必ずとりましょうという指導をしております。

福祉や関係機関への橋渡し、精神科だけでなく高齢者になりますと合併症を引き起こす人もおられて、心臓病とか高血圧の方もおります。ですからもちろん福祉サービスも受けませんが、病院とは常にネットワークをとって早期に治療につなげるということをしております。後は福祉施設だとかグループホーム、3か月くらいでお金をためてアパートに住むというのは非常に難しいのですけれども、いろいろな社会資源を使いまして自立支援を行っております。また、家族と疎遠になっていても、仕事を頑張り、貯蓄をすると受け入れてくださる家族もいらっしゃいます。ですから、必ずご家族ともつながりを切らないように支援をしております。後は退所後のフォローアップについて説明いたします。入所者全体の取組として、女性の健康を考えるプログラム、外部の専門家の方にお越しいたいて学習会を行っていて、主に認知症とか依存症の方に向けては、広く心身の健康問題についてもテーマを取り上げています。基本的にグループワークを行っております。このように外部の方に入ってくださいということは、のちに退所をした後に様々な社会資源があるとい

うことを高齢者の方に理解していただき、相談に行ってもいいんだということ、学習会を通して知ってもらうという趣旨で行っております。特に高齢者の窃盗事犯者には心理カウンセリングを行っております。臨床心理士のスタッフもおります。特に、窃盗はいろいろな事情がある方が多く、背景、要因も様々でありますし、個別の問題に焦点を当てて関わっていくことになります。

グループアプローチにはやはり限度がありまして、グループだけではなくて個別にカウンセリングをしたり、認知行動療法に基づくワークブックをやったりですね、特に認知行動療法が高齢者に届くかということはあるんですが、高齢者向けワークをしてもらったりしています。後は累犯者、高齢者でもおりますけれども窃盗に常習がつく方も結構いらっしゃいます。そうすると家族のもとに帰るといことはほぼないですね。では出た後にどのように支えるかという、生活していく中でやはり孤独や不安を抱えていくこともあるので、カウンセリングも続けてまいります。今年度から予算がついたというか、やはりアフターフォローが必要だということで、頑張って3か月働いて貯蓄をして、アパートを借りて一人で生活したとたんにもた万引きが再発してしまう高齢者、頑張るといって自立していくんですけども出た後はなかなか相談できないんですね、相談に来ることが恥ずかしいとか、そういった思いがある方が結構多いです。けれどもまた再犯してしまって、刑務所からの受け入れのための書類の中にその方の名前があると私たちも非常にがっかりすることも多かったです。出たあとも更生保護施設として関わっていくことは本当に大切です。実際出たら福祉とか地域包括支援センターにつながればとは思いますが、そういった方たちは受刑体験というのをなかなか話すことができません。やはり恥ずかしいということがあるということです。ですから自分自身の過去について話せる場所は更生保護施設が担っていく必要があるでしょう。

退所者のフォローアップ事業として平成21年から行っております、主に生活相談支援、心理相談支援、後は荒川寮で行っている様々なプログラムへの参加、弁護士さんが月2回来ており、法律サポート相談についても退所後も引き続き通っていただいております。あとはステップハウスというのをやっております、一定期間を過ぎても高齢者の方、なかなか自立できない方がいらっしゃいます。かといって、終わったからすぐに出なさいというわけにもいかないの住宅支援も行っております。フォローアップというのは見守りと居場所機能ということを目的として行っております。

事例をお話させていただきます。ホームレス生活を送っていた60代の女性。この方は20代で東京に出てきたんですけども、お母さんが芸者さんをしていてお父さんが分からなかったという60代の女性なんですけれども、その方がお母さんと生活ができなくなり家を飛び出して東京に来て、そこで出会った男性と20年同居しておりましたが、その男性が突然いなくなってしまって家賃が払えないと、かといって能力的に知的の問題もあったので福祉事務所にも相談に行けなくてホームレスを始めたという方です。20年くらい大田区でホームレスをしていた方なんですけれども、酒で酔った人の財布を取ったりして、執行猶

予付きの有罪になりましたが、更生保護施設に来て、今まで仕事をしたことはなかったんですけれども、おしぼり工場で働いて 30 万ためてそしてアパートを借りることができました。今も月に一回フォローアップで施設の方に来て、相談を中心に行っています。ですから、今も再犯をしていないので、引き続き、来てもらおうと思います。

最後になりますが、罪を犯した高齢者の支援についての今後の課題ということでいくつかあげました。東京都や市町村など地方公共団体との連携が更生保護施設には不可欠です。今回成立されました再犯防止推進法には非常に期待しております。また地域包括ケアシステム、これは認知症の高齢者の地域の支援として進んでいるところなんですけど、最近、地域で生活する高齢者の中に触法の高齢者もかなりいるということを知って頂いて、地域包括ケアシステムの中に更生保護の関係者も連携していくことが望ましいと思います。後ですね、高齢者施設、グループホームも万引きの経験がある方はほぼ入所を断られています。やはり盗み癖がある方は集団生活はちょっと難しいということで結局、福祉施設に入る方は少なく、あとは単身のアパート、最近ケア付き住宅などもありますので、そういったところへ円滑に移行するというのは再犯防止にもなるのではないかと思います。最後に、罪を犯した高齢者は増加しておりますが、排除するというのではなくて、地域において生活者として一緒に生活していくということでみていただければ、更生保護施設の職員としてもありがたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

3 質疑応答

<安全・安心まちづくり課長>

福田先生、ありがとうございました。出所者の方々の思いというか福祉施設に行けないような心境であるといった、更生保護施設の方ならではの話をいただきました。

本日本日予定されていた講演は以上でございますけれども、全体を通して質疑の時間を設けたいと思います。ご質問あります方は挙手をいただきまして、マイクをお持ちいたしますので、お願いいたします。

<参加者>

本日は貴重なご講義ありがとうございました。辰野先生のお話について1つご質問させていただきます。初回の万引きの予防策といたしまして、同世代の情報が必要だというお話をいただきました。同世代の方とコミュニケーションをとってれば情報は入ってくるかと思うんですけれども、5割以上の方が後期高齢者だとありまして、近所付き合いもあまりないと、1日中誰とも合わない方も5割くらいいらっしゃる。そのような高齢者の方々に対してどういったアプローチをしていくことが必要か教えていただければと思います。

<辰野氏>

ご質問ありがとうございます。まさにその通りですね、なぜそういうことが必要かというについては60～70ページをご覧ください。同世代の方とコミュニケーションをとることで、同じような不安や悩みを抱えているということを知ることによって自分だけじゃないということ、認知を変える、自分自身の意識を変えるということが重要だろう、そこまでは言えるんです。しかし、一方で、コミュニケーションの機会が少ないという結果でもあります。ニワトリと卵かもしれません。私もむしろ何かご意見あれば伺いたい話です。というのも、高齢の人たちを集めて何かしようと思っても出てこない人たちですし、こちらから押しかけて行ってもある意味プライドを持っていて、出ようとしなないということになりがちですね。何らかの場面で自然に情報交換ができる、あるいは小さなきっかけでもいいと思うのですけれども、サークルなりなんらかの活動なりで機会を持ってもらうことくらいしか思いつきません。むしろこれからどうした方がいいかというのは、色々な視点の方がお集まりだと思うので、ぜひアイデアを私もいただきたいところです。

<参加者>

ありがとうございました。

<安全・安心まちづくり課長>

再犯防止につきましては、福田施設長のお話にもありましたけれども、地方自治体の方でも取り組んでいくということで、東京都でも取組をしていく中で、万引き高齢者についても、区市町村さんと連携を取りながらどういうことができるのか、万引き防止というか再犯防止というかそういう観点から地域の力みたいなものが必要かと思います。他にいかがでございましょう。

<参加者>

福田先生にお伺いしたいんですけど、更生保護施設に入所する場合っていうのは、費用はかからないってことでよろしいのですか。

<福田氏>

国からの委託費がありますので食事と宿泊費は無料になりますが、予算の関係に左右されているということもありますので、必ずしも十分でない場合もあります。

<参加者>

ありがとうございます。最後に今後の課題の中で、罪を犯した高齢者は増加しているため、配慮ではなく地域の中で関わっていく必要があるということを課題として述べていたと思うのですが、なかなか難しいような、昔から総論賛成各論反対という言葉もあって、賛成だけでも、自分の周囲にこういう人がいるというのはちょっと…、という方も多い

と思うのですが、この点に何かございますでしょうか。

<福田氏>

もちろん、社会的な偏見もございますし、私たちが関わっている方たちは、先ほどもご説明したように、フォローアップをしているということは支援がずっと入っているということなんです。ですから、福祉施設やグループホームに入る場合、受け入れ側が不安になりますよね。ですけど、私たちが関わっているということを理解していただければ、ちゃんと更生保護施設に通っているというのは、再犯してない証明というか、大家さんも安心するでしょうし、地域包括とか福祉施設の職員についても、何かあった場合には私たちが相談に乗るということを、徐々に理解をしていただければいいかと思っております。

<参加者>

ありがとうございました。

<参加者>

辰野先生にご質問させていただきたいのですけれども、私は都内で弁護士をしておりますので、色々な刑事事件を扱わせていただいております。特に障害のある方の支援を中心にしておりますので、知的や発達の方の事件を多く扱ったり、福祉と連携し、どう対応するかということをライフワークにしているのですが、認知症も似た様な問題だなと思ってお聞きしました。辰野先生の最後のページに、ダイバージョン後の支援あるいは治療的司法の試みということで、この具体的なイメージを教えてくださいたいと思っております。自分が仕事として関わられるのは、刑事手続きの中だけです。不起訴になった後であるとか、その先、裁判が終わった後であるとか、どうやって福祉につなげていけばいいのか、あるいはつなごうと思っても受け入れ先がなかったり、あるいはプロでやって頂けるコーディネーターの方がいなかったり。また刑務所を出た後だと専用のセンターや更生保護施設があるのですが、不起訴になってしまいますと更生保護施設も足りなかったり、センターもなかったり、なかなか難しいということで、先生のダイバージョン後の支援とか治療的司法の試みについて、特に自治体の役割も含めて先生のイメージをいただけるとありがたいです。

<辰野氏>

これについては、具体的な回答を持っていません。文字通り課題としてお話ししました。事例としては、ご存知かもしれないのですが、弁護士の方が入って病院を紹介してそちらで治療を受けるということが始まっています。それを前提にかもしれませんが、実刑を避けるという事例が紹介されていますし、そういう試みの結果、再犯率が低いとも聞いています。そうだとすると、そうした実績が積み重なれば、そちらに次第にシフトしてい

くのではないかと思います。制度を変えるのはなかなか難しそうな話だと思います。事例事例で取り組んで実績を上げていくのが一つの方向性だろうと思います。問題は受け皿や仲介者がまだまだ不十分であるということです。実績の紹介を通じて拡充していくのが一つの方法だと思います。そういう活動をしておられる弁護士の方々もいらっしゃいますよね。それから治療的司法については、まさに今研究をスタートしようということが報じられているところで、成城大学でセンターを立ち上げて、今から進めようとしています。アメリカではすでに裁判所が治療を行うか刑罰なのかを選んでいくというのがありますので、できなくはないと思うのですが、日本の場合にはなかなか難しいだろうと思います。高齢者の問題は刑罰をあてるより、治療とか福祉に回さないと難しいと思うのですが、受け皿がないとか制度上難しいとか、そういう点もあるので課題だとあてました。答えとしては不十分ですけども、見方としては私も同じ意見を持っております。

<参加者>

本日は貴重なお話ありがとうございました。辰野先生にご質問なんですけれども、課題と展望のところで行為の影響の重大性を認識させる方策とありますけれども、これは具体的には何か思いつかれているのかと気になりました。よろしく願いいたします。

<辰野氏>

ご参照いただくとすれば、70 ページです。事例を見ると、たいして大きな問題ではないと考えた結果、繰り返しているのですが、その先どうなるかがあまりイメージできていないようなのです。次は実刑という前くらいになって、ようやく刑務所に入ってしまったら、まずいと。家族にも孫にも会えなくなると。そこで初めてまずいと感じたという話を聞きました。そこで、万引きを最初にした時に、警察やお店の人がもうやっちゃだめだよということを、説教すると思うのですが、それがリアリティを持って入っていないということだと思うのです。ですので、どうリアリティを持たせるかが課題です。万引きをやった人がどういうことになっているかということを示すのが、1つだと思いますが、一般的に犯罪の対策として、脅してみてもなかなかだめというのはいわれているところですので、なかなか妙案がないところです。なにかご提案がございますか。

<参加者>

意見というわけではないのですが、私どもケアマネージャー向けの月刊誌を作成しております。ケアマネージャーなど、福祉関係で関わっている人がいた場合に、上からダメというわけではなくて、そういった行為が悪い結果につながるということを説明してくれるとかという役割の人がいればと思います。

<辰野氏>

そうですね、確かに捜査側や警視庁側が言うよりは、そうでない人が親身の立場で「このままいくと、こういうまずいことになるよ」という方が、効果があるかもしれませんね。

<参加者>

現時点でそういった役割の方は。

<辰野先生>

いないはずですね、検察段階で福祉関係の人が入ってくる場合は、数か所で行われていると思いますけれども。今は、そういうことも、導入されつつある段階だと思います。

<参加者>

そういったことがいくつかはあるかもしれないということですよ。ありがとうございます。

<辰野氏>

今の件はフロアでご説明いただける方がいらっしゃれば、ぜひお願いできますか。検察段階で福祉関係の人が入ることが行われていますけれども、実態についてもしどなたかフロアでいらっしゃいましたら。

<福田氏>

刑事司法ソーシャルワーカーということで弁護士さんと共同して更生支援計画ということで、弁護士さんと一緒に協働しているということは聞いたことがございます。社会福祉士会の方でも刑事司法ソーシャルワーカーの養成を行っているところでございます。会場にいらっしゃる、小林さんがまさしくそう言ったことをされております。

<参加者>

東京社会福祉士会・司法福祉委員会委員長の小林と申します。検察の社会復帰支援室というところで社会福祉アドバイザーもやっております。東京社会福祉士会では刑事司法ソーシャルワーカーを養成し、入口支援ということで、弁護士と組んでいます。福祉の方につないだ方がいいと思われるケースに関してアセスメントをしまして、その人に合った福祉へのつながりを作ってやっています。ただ、釈放になった後、地域の生活福祉の方とか、地域包括支援センターとか、色々なところにつながるのですが、弁護士さんの方もそうなんですけれども、その後の権限がなくなるものですから、つながりの間の責任体制というんですかね、更生支援計画だと社会福祉士が、その人が定着するまでには色々関わりますけれども、ボランティアな形になってしまうということで、身分が不確かなものになってしまいます。今はその研究会を組んでいるんですけれども、制度の狭間のところで、辰

野先生がおっしゃった制度を変えるというところが難しいとは思いますが、ただ定着するまでのパーソナルアシスタントとかの形で、どうその人に対しての落ち着いた生活につないでいくか、福田さんの施設のアフターフォローもそうだと思うのですが、見守りとかアフターフォローというのをきちんとしていくという、落ち着いた生活をつくっていくための支援が必要ではないかと思います。辰野先生がおっしゃったとおり、特に男性は集まりに出てこないのが、地域包括支援センターの方ともよくお話しするんですけども、社会の中に出てきて横のつながりを作った生活をしてくださるのか、孤立してしまうのではないかと、自分から離れてしまっているのかはわからないんですが、難しいなと感じます。どう生活を作っていくかというのと、社会福祉士などがどうフォローができるかというのが、大きい問題だろうと思っております。

<安全・安心まちづくり課長>

ありがとうございます。地域でのつながりというところで、行政という話をしましたが、医療系というか、福祉系というか、そういう方々からのアプローチというのがカギかかと思っております。貴重なお話をいただきました。ありがとうございます。先ほど手を挙げていらっしゃった方お願いします。

<参加者>

今日は貴重なお話ありがとうございました。私は地域で生活支援コーディネーターというところで、まちづくり、高齢者の方と担当させていただいているのですが、鈴木先生の方にご質問ですけれども、最後の方に教育というワードが出てきたと思います。今後地域の方高齢者の方たちの教育といったところで、たとえば知識、いわゆるサロンですとかお伺いますと、脳トレであるとか漢字だとかをやっているサロンとかがあるんですね。そういった知識的なものが、重要なのか、それともサロンといった形で多くの方々のコミュニケーション、体操ですとかが重要なのか、どちらも大事だとは思いますが、どういった形の教育が望ましいのか教えていただきたいと思っております。

<鈴木氏>

ありがとうございます。おっしゃるように、両方とも大事だと思います。ただ、たとえば研究では「コグニサイズ」という頭を使いながら運動する、1年間それをやり続けますと、ランダム化研究と言って非常に質の高い研究によると、やらなかった人に比べると脳の委縮が抑制されたという結果が、世界的なジャーナルに出ています。中でも記憶の中核と呼ばれる側頭葉の内側部にある「海馬」と呼ばれる部分の容積が、何もしないと減っていくのですが、そういった課題を持った運動をすると、減らない、むしろ増えているんです。これは我々の研究だけではなくてアメリカの研究者も行っているのですが、ストレッチをやった人たちと、もう少しハードな運動を続けた人の中では、海馬の容積が明らかに

ハードな運動の方が増えていて、ストレッチは増えていないというデータが出ております。なので、そういった頭を使いながら行う運動ということは有効性があるだろうということが、世界的にも言われています。

ただ、その研究の時に、もう1つ見落としとしてはいけないのは、ランダム化研究ですので、介入するグループと介入しないグループを設定するのですが、介入したグループには週に2回来てもらわなければならないわけなんです。そしてみんなと話をするわけなんです。この1週間どんなことがあったか。家の中でどのくらい運動ができたのか、あるいは茶飲み話の中で、うちの孫がどうしたかとか嫁さんがどうなったのか、きっとそういうコミュニケーションがあります。そうすると、我々としては、頭を使う運動が効果的なのではないかと思っているのですが、運動をするために週1回集まるわけですから、そうすると他者とのコミュニケーションやいわゆる社会参加の影響がどれだけあったかは、測ることができないんですね。なので、今ご質問があったのは非常にいい質問だと思いますが、単に運動と頭を使えばいいのだということではなく、先ほどのネイチャーの絵ではないですけど、赤ワインを飲み、数独やりながら、社交ダンスをやるのが一番いいということですね。もっと大事なことは、社交ダンスは当然、男性と女性というペアでの運動です。そのときお互いの異性との緊張感とか心のときめきとか、そういったことも効いているんだろうと。だから、今のご質問というのも、最初にお話しさせていただいたように運動もコミュニケーションも社会とのかかわりもすべて大事だということだと思います。何か訓練のために計算しなさい、数独しなさい、本を読みなさい、運動しなさい、ということだけではなくて、集まってみんなでいろんなことを話していく、ソーシャルネットワークを作っていく、これも非常に大事なことでないかと思っております。

<参加者>

ありがとうございました。

<安全・安心まちづくり課長>

他にいかがでございましょうか。

私から最後に矢島先生にお伺いしたいのですが、ご提言というか最後のところは読んでおいてくださいということでしたが、インフォーマルあるいはセミフォーマルが効かない状況というのは社会として時代の変化というか流れには抗えないとか、変わる時には変わると。そうした状況下で、ここをうまく機能させていくというのが重要であると。中長期的な取組として、我々個人個人として、何か意識しながらできることはあるのか、どんなことを心がければいいのか、ご意見いただければと思います。

<矢島氏>

質問ありがとうございました。今回の問題は非常に微妙な問題でして、高齢者に視点を

あわせつつも、犯罪問題でもあるし、福祉問題でもあるし、それから今回は話に出てきていませんが、万引きされた被害者に関しては、経済問題、経営問題でもあるわけです。そしてさらにそれを包摂したような感じで、地域でのコミュニティにおける関係性という社会問題もプラスされているわけです。したがって、かなりスケールが大きくて、多機関連携というのが十数年前に出てきましたけれども、専門家の方々の思考を多次元思考というふうに考えて、こういう構想で東京都の研究と調査に臨んでいったというわけがございます。これが第1点です。

で、私の担当はやはり関係性をどう構築していくかでございますが、この辺に关しましては歴史的な大きな流れを逆に変えることは無理なわけでございますから、そうすると、2つの方向が考えられます。ひとつは、何らかの組織を作って、何らかの制度を作って、専門的に行うような専門家を養成して、福祉でも医療でも刑事政策でもやっていくという方向です。今ひとつは単なる住民の一員として、その高齢者が万引き常習者かどうかすら知らないという方たちが、地域でどう関わっていくかという方向性です。こちらの方は、専門機関がないですし、各省庁がないですし、それをどうやって構築していくのか、ここに地方自治体、東京都であれば東京都、そして都の行政の課題になるのではないかと思います。

なお、具体的には、一般の方々にできることは、飲み屋やスナック、カラオケでも結構でございます。趣味のサークルでも健康教室でも結構ですので、孤立した高齢者、もしかすると福祉行政の、刑事政策の予備群かもしれない高齢者に対しての何らかの形での「コミュニティ参加」「コミットメントする老後」ということがキーワードだと思っております。

<安全・安心まちづくり課長>

ありがとうございます。時間もだいぶ押してまいりましたので、この講演会を閉じさせていただきます。本日は長時間にわたりご清聴いただきましてありがとうございます。最後に講師の先生方に、今一度盛大な拍手をお願いいたします。

それでは、忘れ物等ありませんように気を付けてお帰りください。本日配布させていただきました万引きのパンフレットでございますけれども、緑色の冊子を簡潔にまとめてございます。ご希望のある方は、事務局までお問い合わせいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。気を付けてお帰りください。